

法律第四十八号  
食品安全基本法

- 目次
- 第一章 総則(第一条―第十条)
- 第二章 施策の策定に係る基本的な方針(第十一条―第二十一条)
- 第三章 食品安全委員会(第二十二条―第三十条)
- 八条)
- 附則

第二章 施策の策定に係る基本的な方針

(食品健康影響評価の実施)

- 第十一条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であつて、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価(以下「食品健康影響評価」という。)が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
  - 一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。
  - 二 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。
  - 三 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。
- 第十二条 前項第三号に掲げる場合においては、事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない。
- 第十三条 前二項の食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない。

第二十三条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第二十一条第二項の規定により、内閣総理大臣に意見を述べること。
- 二 次条の規定により、又は自ら食品健康影響評価を行うこと。
- 三 前号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
- 四 第二号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
- 五 食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を述べること。
- 六 第二号から前号までに掲げる事務を行うために必要な科学的調査及び研究を行うこと。
- 七 第二号から前号までに掲げる事務に係る関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること。
- 八 関係行政機関が行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うこと。
- 九 委員会は、前項第二号の規定に基づき食品健康影響評価を行ったときは、遅滞なく、関係各大臣に対して、その食品健康影響評価の結果を通知しなければならない。
- 十 委員会は、前項の規定による通知を行ったとき、又は第一項第三号若しくは第四号の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その通知に係る事項又はその勧告の内容を公表しなければならない。
- 十一 関係各大臣は、第一項第三号又は第四号の規定による勧告に基づき講じた施策について委員会に報告しなければならない。

(委員会の意見の聴取)

第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第一項第一号に該当すると認められる場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。

- 一 食品衛生法第四十二条第二号ただし書(同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。)に規定する人の健康を害う虞がない場合を定めようとするとき、同法第四十二条の規定による販売の禁止をき、同法第五十一条(若しくは改廃しようとするとき、同法第六条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、同法第七十一条(同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。))若しくは同法第十条第一項(同法第十九条第三項において準用する場合を含む。))の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、又は同法第十九条の十八第一項の規定により基準を定めようとするとき。
- 二 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるとき。

- 一 関係各大臣は、前項ただし書の場合(関係各大臣が第一項第一号に該当すると認められた場合に限り)においては、当該食品の安全性の確保に関する施策の策定の後相当の期間内に、その旨を委員会に報告し、委員会の意見を聴かなければならない。
- 二 第一項に定めるもののほか、関係各大臣は、食品の安全性の確保に関する施策を策定するに際し、必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができる。

政令第二百七十三号

食品安全委員会令

内閣は、食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)第二十四条第一項第十三号及び第三十八号の規定に基づき、この政令を制定する。(関係各大臣が食品安全委員会の意見を聴かなければならないとき)

- 第一条 食品安全基本法(以下「法」という。)第二十四条第一項第十三号の政令で定めるときは、と畜場法施行令(昭和二十八年政令第二百十六号)第五条第一項の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするときその他法第二十四条第一項第一号から第十二号までに掲げる法律に基づき命令(政令を除き、告示を含む。)の規定に基づき食品の安全性の確保に関する施策を策定しようとする場合であつて、法第一十一条第一項に規定する食品健康影響評価が行われなければならないときとして内閣府令で定めるときとする。

○内閣府令第六十六号

食品安全委員会令(平成十五年政令第二百七十三号)第一条第一項の規定に基づき、食品安全委員会令第一項の内閣府令で定めるときを定むる内閣府令を次のように定める。  
平成十五年六月二十三日

- 一 内閣総理大臣 小泉純一郎
- 二 食品安全委員会令(平成十五年政令第二百七十三号)第一条第一項に規定する内閣府令で定めるときは、次の各号に掲げるときとする。
  - 一 食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号) 第一 食品の部A 食品一般の成分規格の項第三款の規定による組織えDNA技術によつて得られた生物についての安全性審査を行おうとするとき、同項第四款の規定による組織えDNA技術によつて得られた微生物を利用して製造された物についての安全性審査を行おうとするとき、同項第五款の規定による特定保健用食品についての安全性の審査を行おうとするとき、同部B 食品一般の製造、加工及び調理基準の項第六款の規定による基準を定めようとするとき、第二 添加物の部D 成分規格・保存基準各条の項の規定による組織えDNA技術によつて得られた生物を利用して製造された物についての安全性審査を行おうとするとき、又は同部E 製造基準の項第三款の規定により基準を定めようとするとき。